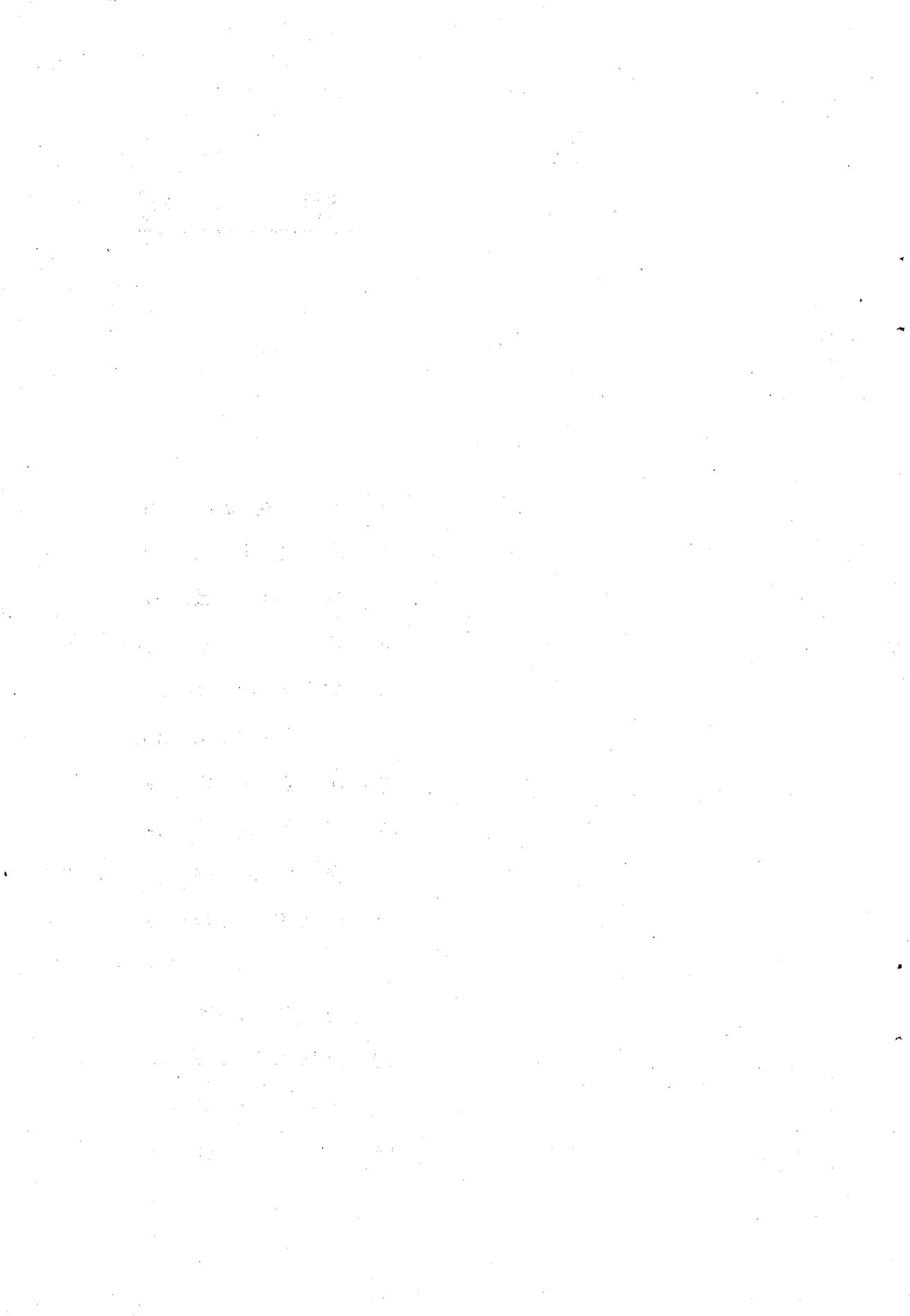


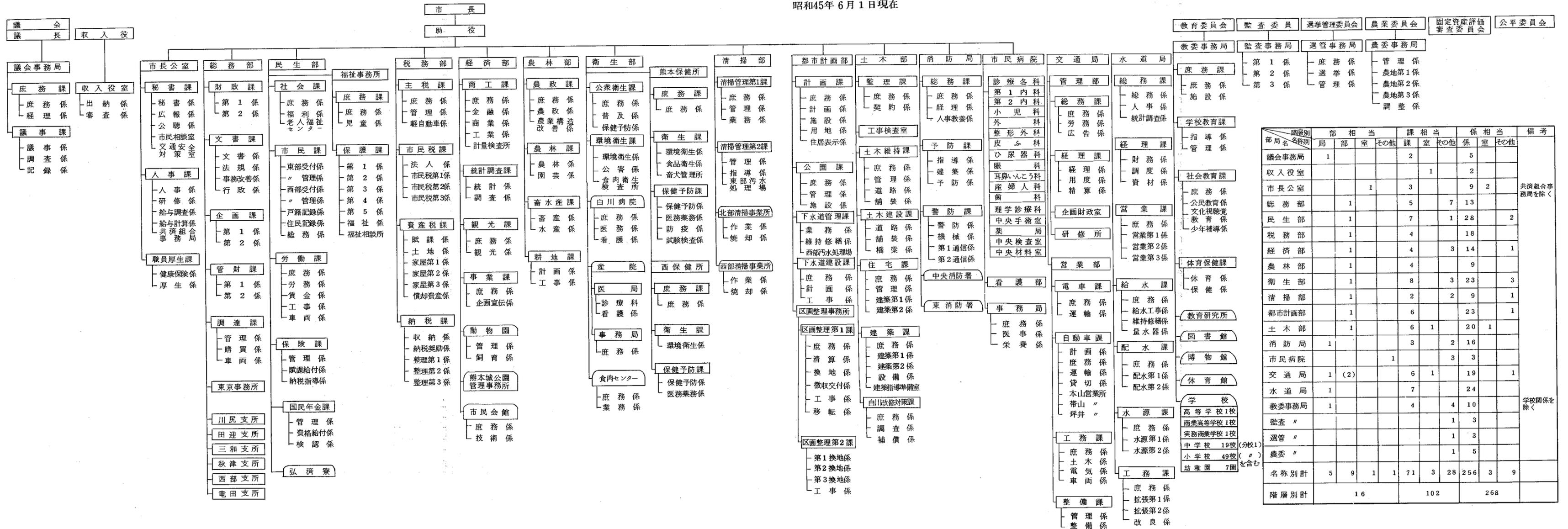
總 務

1	行政機構図	25
2	歴代市長	27
3	職員数	27
4	給与	27
5	総合計画	30
6	広報・公聴	31
7	住民組織	34
8	事務改善	34
9	職員研修	36
10	交通安全対策	37
11	選挙	41
12	開発公社	44
13	土地開発基金	46
14	名誉市民	46
15	庁舎	47



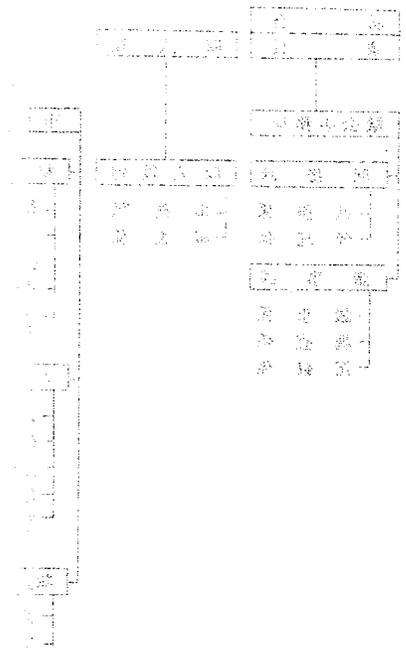
1 行政機構図

昭和45年 6月 1日現在



部局名	課相当			係相当			備考
	局	部	室	係	室	その他	
議会事務局	1			2		5	
収入役室					1	2	
市長公室			1	3		9	2
総務部		1		5	7	13	
民生部		1		7	1	28	2
税務部		1		4		18	
経済部		1		4	3	14	1
農林部		1		4		9	
衛生部		1		8	3	23	3
清掃部		1		2	2	9	1
都市計画部		1		6		23	1
土木部		1		6	1	20	1
消防局		1		3	2	16	
市民病院				1		3	3
交通局		1	(2)	6	1	19	1
水道局		1		7		24	
教委事務局		1		4	4	10	
監査						3	
選挙						1	3
農委						1	5
名称別計	5	9	1	1	71	3	28
階層別計	16			102			268

考 題 答 案



2 歴代市長

代	氏名	就任年月日	退任年月日	代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	杉村大八	明治 22 5 6	明治 26 7 9	10	山隈 康	昭和 9 5 14	昭和 17 5 13
2	松崎為己	" 26 9 15	" 30 8 2	11	平野龍起	" 17 6 25	" 20 8 10
3	辛島 格	" 30 9 13	大正 2 1 20	12	石坂 繁	" 20 10 4	" 21 3 11
4	山田珠一	大正 2 4 2	" 3 10 10	13・14	福田虎亀	" 21 6 14	" 23 2 9
5	依田昌兮	" 4 1 14	" 6 9 3	15	佐藤真佐男	" 23 4 7	" 27 3 7
6	佐柳藤太	" 6 1 20	" 10 1 19	16	林田正治	" 27 3 21	" 31 2 23
7	高橋守雄	" 11 1 19	" 14 7 13	17・18	坂口主税	" 31 3 15	" 38 1 4
8	辛島知己	" 14 9 14	昭和 4 7 4	19・20	石坂 繁	" 38 2 15	在任中
9	山田珠一	昭和 5 2 5	" 9 4 16				

3 職員数

(昭45.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市長事務局	2652	2235	346	2581
議会事務局	24	22	0	22
選挙管理委員会事務局	20	19	1	20
監査事務局	11	11	0	11
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	636	588	39	627
公平委員会事務局	5	(5)市長部局併任	0	(5)
消 防 局	364	363	1	364
農 業 委 員 会 事 務 局	24	23	0	23
交 通 局	1080	120	863	983
水 道 局	368	257	94	351
計	5184	3638	1,344	4,982

4 給 与

(1) 部局別職員平均給料

(昭45.4.1現在)

部局別	給 料 月 額			平均年令	平均勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市長事務局	172920円	24300円	61750円	38才7月	11年5月
議会事務局	113940	36510	66280	35・5	12・3
選挙管理委員会事務局	105040	32530	61932	32・6	11・0
監査事務局	97890	46680	71925	39・7	16・2
教育委員会事務局	144330	23290	62978	39・10	11・8
消 防 局	133180	27640	57028	34・6	11・8
農 業 委 員 会 事 務 局	105040	46680	73850	44・5	17・8
交 通 局	117120	24300	60643	39・11	13・9
水 道 局	128190	28860	69944	40・9	13・10

(2) 初任給

(昭45.4.1現在)

区 分	等 級 ・ 号 俸	給 料 月 額
高 校 卒	7等級4号俸	25420 円
短 大 卒	7・7	28860
大 学 卒	6・3	32530

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	給 料 月 額	適 用 年 月 日
市 長	240,000 円	昭和44年7月1日
助 役	180,000	
収 入 役	160,000	
常 勤 監 査 委 員	130,000	
企 業 管 理 者	150,000	
教 育 長	144,330	一般職1等級適用 4月1日

(昭45.4.1現在)

区 分	報 酬 の 額
知識経験を有する者のうちから選任された監査委員(非常勤)	月額 25,000 円
市議会議員から選任された監査委員	月額 9,000
教育委員会委員長	月額 18,000
教育委員会委員	月額 15,000
公平委員会委員長	月額 8,000
公平委員会委員	月額 7,000
固定資産評価審査委員会委員	日額 1,000
選挙管理委員会委員長	月額 10,000
選挙管理委員会委員	月額 8,000
臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日額 1,000
投票管理者	1,500
開票管理者	1,500
選挙長	1,500
投票立会人	1,200
開票立会人	1,200
選挙立会人	1,200
農業委員会会長	月額 11,000
農業委員会の副会長、部長及副部長	月額 9,000
農業委員会の部会委員	月額 8,000
農業委員会のその他の委員	月額 6,000
農 区 長	年額 3,000
防 災 会 議 委 員	日額 800
水 防 協 議 会 委 員	日額 800
住居表示審議会委員	日額 800
土地区画整理審議会委員	日額 800
土地区画整理法による評価員	日額 800
結核審査協議会委員	日額 1,000
保健所運営協議会委員	日額 800
捕獲犬評価人	月額 1,000
婦人相談員	月額 19,700 円以内にお いて市長が定める額
国民健康保険運営協議会委員	日額 800
社会教育委員	日額 800
公民館運営審議会委員	日額 800
博物館協議会委員	日額 800
その他非常勤の職員	年額 20,000 円以内 月額 3,000 円以内 又は日額 1,000 円以内に おいて市長が定める額

(4) 旅 費

(昭45.4.17.改正)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	車 賃 (1キロメ トルにつき)	日 当 (1 日 につき)	宿 泊 料 (一夜につき)		食卓料 (一夜に つき)
						甲地方	乙地方	
1号	市長・助役 収入役	運賃の等級を2 階級に区分する 線路にあっては 上級の運賃 運賃の等級を設 けない線路にあ っては、その乗 車に要する運賃 及び特別車両料 金を徴する客車 を運行するもの による旅行をす る場合には、特 別車両料金	運賃の等級を3 階級に区分する 船舶にあっては 2等船賃、2階 級に区分する 船舶にあっては 上級の船賃。 ただし、鉄道連 絡船にあっては 鉄道賃に同じ。	円	円	円	円	円
2号	企業管理者 等及び3等 級以上の職 務にある者			15	1,150	5,500	4,700	1,150
3号	4等級及び 5等級の職 務にある者			11	850	4,100	3,500	850
4号	6等級の職 務にある者			9	700	3,400	2,900	700
5号	7等級の職 務にある者	運賃の等級を2 階級に区分する 線路にあっては 下級の運賃 運賃の等級を設 けない線路にあ っては、その乗 車に要する運賃	運賃の等級を3 階級に区分する 船舶にあっては 3等船賃、2階 級に区分する 船舶にあっては 下級の船賃。 ただし、鉄道連 絡船にあっては 鉄道賃に同じ。	8	550	2,700	2,400	550

(注)

- 1 急行料金は片道100km以上、特別急行料金は片道300km以上の場合支給する。
- 2 宿泊料の甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市及び横浜市をいい、乙地方とはその他の地をいう。
- 3 「企業管理者等」とは、企業管理者及び常勤の監査委員をいう。

5. 総合計画

(1) 概説

熊本市の総合計画は、基本計画と実施計画により構成されている。基本計画は、昭和39年に策定されたもので、これを簡潔に表現すると、熊本市を九州の雄都に再建し、風格のある、美しく豊かな住みよい管理都市にしようとする60万都市のビジョンである。

すなわち、自然と伝統に調和したすばらしい近代都市・産業のいふきと文化の香りに満ちた新しい森のみやこ・九州中央の個性ある管理都市・これが基本計画のめざす熊本市の未来像である。

実施計画は、この未来像の実現をめざして、総合的、かつ、計画的行政を推進するために策定する具体的事業の4カ年計画であり、資金面の考慮も払われており、客観情勢の変化に対応すべくローリングシステムをとっている。

従って、本市では、昭和39年度以降、市政の指針となる未来像が設定され、常にそのビジョンに向かって進んでいくための4年先きまでを見とおした実施プランの制度が確立されている。

(2) 基本計画（マスタープラン）

熊本市は、九州の中央に位する古い城下町であり、明治以降、九州における行政上の管理都市として、また九州西部穀倉地帯の中心都市として繁栄して来た。

近年、交通の発達により、九州を縦貫する産業開発と、これを横断する観光開発との結節点に位置する熊本市への求心的傾向はとみに高まり、市の産業構造の近代化と都市機能の充実強化とは、新たな重要課題となって来た。

一方、本市人口も増大の一途を辿り、急速な都市化現象、交通、通信網の整備とあいまって、周辺地域との相互関係はより緊密を加え、生活圏も既に行政区域をこえ広域化の傾向を顕著に示しつつある。

熊本市のマスタープラン（以下この節では「計画」という。）は、以上の観点から、近代産業発展のための基盤を整備し、人口の増加に対応して快適な生活を保障する環境を整備し、そのような生産と生活の場において、新たな人材開発を基調として産業の高度化をはかり、もって本市を個性ある九州の管理都市に再建することにより、市民の福祉向上をはかることを目的とするとともに、その波及効果が本市都市圏住民に及ぶことを期待するものである。

この計画は、歴史的、広域的、かつ、客観的視野において分析し、把握された現況に基づいて市または市民的視角から問題点をとらえ、長期的な見通しにたって達観的に計画構想を示している。

その内容は、市の管理する部門については施設計画を主とし、国県等の施策に関するものについては、それが強力に促進されるべき市としての要望目標を明らかにし、民間の企業意欲によって推進される産業振興部門については、将来の指標を掲げてその望ましい方向への発展を期待しているのである。

(3) 地区別構想

市域を社会資本の集積、経済活動・地域の特性等を考慮して5地区に分割し、地区開発計画をたてている。
中央地区

既存の行政・文化・流通機能の強化をはかるとともに、市の中心地区にふさわしいように再開発を促進する。

東部地区

文教地区を含む住居地域として、都心部中央地区につく高度のショッピングセンターなど社会公共施設の整備を促進し、本市のサブセンター的性格を強化する。地区東端を南北に縦断予定の九州縦貫高速自動車道の建設を促進し、そのインターチェンジ附近を新たに開発する。

北部地区

観光ルートの結節点として、立田山を中心に開発する。また北辺菊陽台地に想定する新工業地域に接するこの地区では、北熊本準工業地域の振興をはかり、あわせて住宅地域の開発を促進するものとする。本地区開発の動脈として国道57号線、新熊本バイパス、主要地方道熊本～日田線の整備をはかるとともに連絡街路を開発する。

西部地区

金峯山を中心とする西山一帯の観光地形成整備及び優良農耕地の保全のため農業経営の高度化をはかるとともに、産業開発道路の開発により、未利用資源、特に柑きつ類の主産地形成を行なう。また上熊本、高野辺田準工業地域を含んでおり、主要地方道熊本～玉名線等の整備促進を行なう一方、特に中小河川の改修を促進し流域の将来の発展を期する。

南部地区

農業と工業の調和ある発展をめざす。すなわち、国道3号線沿いの工業地域は、土地区画整理、都市計画街路及び主要地方道熊本～浜線の整備を可及的速やかに実施することにより、工場の立地条件を整える一方、住宅市街地を造成するとともに、その中間は農業地域として基盤整備をはかる。

(4) 実施計画の推移(事業費と伸び率)

第1次(昭和39年度～昭和42年度)	12,021百万円(100)
第2次(“40年度～“43年度)	13,294“(111)
第3次(“41年度～“44年度)	15,677“(130)
第4次(“42年度～“45年度)	17,230“(143)
第5次(“43年度～“46年度)	19,671“(164)
第6次(“44年度～“47年度)	23,579“(196)

6. 広報・公聴

(1) 広報活動

ア 広報紙

「くまもと市政だより」

B5版 毎月1日発行(特集1回)、10ページ(年4回12ページ)

1回の印刷部数 125,000部

配布方法は町内自治会を通じて各戸に配布している。

「点字市政だより」

B5版 毎月1日発行(特集1回)12ページ

1回の印刷部数 300部(郵送)

編集は市盲人福祉協会に委嘱

イ 行事予定表

週報（毎週金曜日作成）
月報（毎月20日作成） } 印刷部数各200部
配布対象 市議会・報道機関・各課

ウ 記者会見

市長の定例記者会見 毎月1回

（ 市政記者クラブ加入社（11社）
朝日、毎日、読売、西日本、熊日、NHK、RKK、TKU、日本経済、時事通信、共同通信）

エ テレビ放送（RKK）

「私たちの時間」（年6回） 1回15分間

サブタイトルを時期に応じて定め、2カ月に1回第2土曜日の午後5時40分から放送

テレビスポット（年109回） 1回20秒間

毎週月曜日の午後6時50分と、毎月最終の週の月曜日から金曜日の午前11時15分より放送

テレビ年賀 1月1日 市長の年頭のあいさつ

オ ラジオ放送（NHK）

毎週水曜日の午後6時50分から放送される「官公庁だより」に原稿を送付

カ 市の施設めぐり

市民300名（年3回 1回100名）を公募し、主な市の施設を見学させる。

キ 広報車

ぎんなん号 トヨベットクラウンカスタム 1,900CC 放送設備有

広報取材車 マツダ ファミリアバン 1,000CC 放送設備有

(2) 公聴活動

ア 市民相談

市民と市役所を結ぶ窓口として、昭和41年9月1日に市長公室秘書課に市民相談室が開設されてから5年目を迎えたが、その間市民相談室では各部（局）課の協力と援助により、市政に対する市民の苦情、要望、相談等を個別的に処理すると共に、その他特別相談、他機関への斡旋等も実施し、更には能動的に市政の正しい理解を深め、積極的に市民の意見を聴取するため毎年本市の「施設めぐり」（45年度から同課広報係へ移管）等も実施し、市民から喜ばれ信頼される相談室としての認識のもとに、多くの市民から利用されている。

また本年4月から部長特別相談と無料法律相談を開設し、相談室の一層の充実と市民への奉仕を図っている。

これまで市に寄せられた「市民の声」は次表のとおりであるが、44年度の利用状況が急増しているのは、昨年9月から各部局に寄せられた「声」を相談室でまとめたため、これ等部局に寄せられた「声」は、1,500件を越え、全体の60%以上となっている。

これを所管別に分類すると、下水道関係（側溝の浚渫及び補修その他）の都市計画部が1,748件と最

も多く、次いで道路関係（舗装並びに補修、及び側溝の新設その他）の土木部となっている。

部長特別相談

毎月第2及び第3の火・水・木曜日を特別相談日とし、午前と午後に分け、それぞれの部長が市民相談室において直接市民からの苦情、要望、相談等に応接している。

無料法律相談

毎月5日と25日の2回、午後1時から午後4時までを法律相談日とし、熊本県弁護士会からその都度弁護士1名を派遣してもらい相談に応じている。

市民相談受理件数

区分	年度	4 1.9 月	4 2	4 3	4 4	計
市長公室		63	18	17	11	109
総務部		23	16	10	30	79
民生部		88	418	118	93	717
税務部		22	57	21	10	110
経済部		5	7	5	6	23
農林部		20	21	18	254	313
衛生部		133	73	75	249	530
清掃部		—	325	84	348	757
都市計画部		115	241	154	748	1,258
土木部		327	573	429	419	1,748
教育委員会		13	19	15	32	79
水道局		18	13	14	108	153
交通局		22	19	7	23	71
消防局		4	7	6	83	100
選挙管理委員会		3	1	2	0	6
農業委員会		0	0	0	0	0
収入役室		1	0	1	0	2
その他		9	156	126	158	449
計		866	1,964	1,102	2,572	6,504

イ 市長の道路パトロール

毎年1回、道路行政について市民の要望、苦情等の実態を把握するため、市長をはじめ、関係部課長等が現地20カ所余りを巡回し、市民に直接接して、それぞれの要望に応えている。

7. 住民組織

(1) 町内自治会の結成状況

(昭45.4.1現在)

学校区	自治会(A)	組数	世帯数(B)	世帯数平均 $\frac{B}{A}$	結成率
45	435	9,571	118,765	273	100%

(2) 委託事務内容

広報紙(市政だより等)、回覧文書、一般文書(印刷文書)の配布委託事務

(3) 交付金

交付金は1号交付金と2号交付金の二種類に分けている。

1号交付金は文書配布に対するもので1世帯あたり年70円

2号交付金は町内自治の振興を図るための助成で、健全な自治活動に資するものである。

2号交付金支給基準	金額
100世帯以下	年 15,000円
101世帯以上400世帯以下	17,500
401世帯以上	20,000

(4) 交付時期

1号交付金は、毎年4月1日及び10月1日現在の住民基本台帳により調定した世帯数で、それぞれ9月と3月の二期に分けて支給する。

2号交付金は毎年4月1日現在の住民基本台帳により調定した世帯数で、9月に1年分を支給する。

8. 事務改善

(1) 事務の機械化について

本市における事務機械化の歴史は、まず計算など作業的事務の「量」の消化からはじまった。最初は小さな会計機の導入による固定資産税等の計算に端を発した作業量の消化は、昭和41年民間の電子計算センターの設立をみてからは、そのセンターへの業務委託により本格化し、今では、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、職員給与、水道料金などの計算作票事務が機械化されるようになった。

このように各部門ごとの作業的事務を個別に機械化し、事務のスピードアップ、正確性の向上など相当の効果をもたらしたが、近年になって計算作業の「量」の消化と並行して、電算機のもう一つの利用面である記録、検索、選別などの機能を行政に利用しようとする研究がすすめられつつある。すなわち、行政の専門化、分化によってこま切れになった住民に関する記録を、より正確に、かつ、機能的、統一的に管理することにより、統合された質の高い行政を行なおうとするものである。

事務改善ではこの目的にそって、まず住民基本台帳の記録を電子計算機に記録した「住民マスターファイ

ル」を作成し、そのデータにもとづいて、選挙、税務、民生、衛生、教育など諸般の行政活動に必要な資料を統一的に作成できるよう、「住民記録の管理」を機械化することを目標とし、さらに、ゆくゆくは住民の所得や資産などのデータとも連結して、各種の計画に役立てる「住民情報処理システム」に発展させるべく、その研究、計画に鋭意努力中である。

② 窓口事務の統合改善と住民基本台帳の整備

本市では、年々激増の一途をたどる窓口事務の簡素化、スピードアップをはかるため、昭和35年以来種類の改善施策を講じてきた。特に、市民の権利義務の基本となる住民登録の異動や、その他の身近かな手続を取り扱う市民課窓口を中心として、①明るく清楚な窓口（親切な応待、快適な環境）、②待たせない歩かせない窓口（迅速な処理、手続上の利便）を目標に、環境改善、接遇改善、事務手続改善につとめてきた。

昭和42年ごろからは、さらにこれらと並行して「住民基本台帳法」制定がきっかけになり、時代のあたらしい要請として登場した「行政の総合化」あるいは「情報管理」という目標もとり入れ、住民の住所変更等に係る届出などの受付事務を一部市民課窓口に通合一本化し、一方、住民に関する記録（台帳）も、「基本台帳」として統合管理することによって、従来各行政部門ごとに個々バラバラに住民を把握し、台帳を管理していたために起る矛盾、不統一といった「欠陥排除」にむかってスタートし、徐々にその成果をあげつつある。

これまでに、戸籍、住民登録を中心として、配給、国民健康保険、国民年金、選挙、就学などの窓口や台帳の一部を統合または関連づけしたが、今後は前項で述べた「住民記録管理機械化システム」形成のうえで、重要な基盤になるものであり、なお多くの努力、解決を要する問題も残されている。

③ 文書事務の改善と集中管理

本市の文書事務の改善は文書課文書係が中心となり、まず、昭和38年から「メールボーイ制」を採用して、庁内各課の文書集配を全面実施、さらに42年からは「メールカー制度」を実施し、本庁および各出先機関、主要官庁などを巡回して、集配業務の集中的管理を行ない、職員の本務への専念、能率向上に成果をあげてきた。

一方、浄書印刷業務の能率化をはかるため、昭和40年大型乾式複写機の導入を皮切りに、複写業務の集中化を実施した。ついで43年文書課に浄書室を設置し、オフセット印刷機、電子式複写機等を導入、さらに44年邦文タイプライターを集中管理してタイプ浄書業務を開始した。これら一連の浄書印刷機械の集中化によって事務能率向上と、文書作成の標準化、形式統一にも多大の役割をはたしている。（機械保有、作業民間委託）

いま文書課では、文書の発生から完結、保存、廃棄に至る一連の整理、検索、利用を統一された手法によって合理的に行なうため、永年の研究成果をもとに全庁的な「文書分類表」を作成し、近くこれを適用して文書管理の基準を確立し、標準化をはかるべく準備中である。

また、これと並行して文書の整理保管、検索利用の手法として、従来の大福帳形式に代わる「ファイリングシステム」についても一部に試験的に適用実施中であり、今後全庁的に普及をはかる予定である。

9. 職 員 研 修

職員の資質の向上、勤務能率の発揮および増進をはかり、市行政の能率的な運営に寄与することを目的とする。

(1) 研修の概況

ア 研修受講人員

(昭和44年度)

区 分	職 場 外 研 修			委託および派遣研修	合 計
	管理監督職	一般職	計		
延人員	58	1,320	1,378	148	1,526

イ 職場外研修

項目 区分	研修名	対象職員	実施回数	延人員	時 間	実施時期	内 容
管 理 督 者 研 修	監督者研修	係長	2	40	16時 (3日間)	7月	JST標準課程(講師人事院) 監督者として必要な知識の習得
	監督者研修	課長補佐	1	18	16 (3日間)	8月	JST継続課程(講師人事院) 監督者として必要な知識の習得
一 般 職 員 研 修	新規採用職員研修	昭和44年度採用職員	3	88	51 (9日間)	4・6・10月	地方公務員法、自治法ほか公務員としての基礎的な知識の習得 (部内講師)
	新規採用職員研修 (第二次研修)	昭和44年度採用職員	1	57	15 (3日間)	12月	実務に関連する一般的知識の習得 (部内講師)
	一般実務研修 (吏員研修)	吏員昇任者 42年度上級職採用者	3	89	33 (6日間)	4・5月	地方公務員法、自治法ほか主として セミナー方式で実施 (部内講師)
		中堅吏員	2	58	54 (10日間)	11月	主としてセミナー方式で実施(部内講師、一部部外講師)民法、行政法、地方公務員法、自治法ほか
	特別実務研修 (女子職員研修)	女子職員	1	100	8 (2日間)	8月	部外講師により教養及び知識を習得
	特別実務研修 (道路交通法研修)	公用運転手及び一般免許取得者	3	800	2 (2日間)	10月	(講師北署)道路交通法特に改正点について
	特別実務研修 (行政事務管理 専門コース)	係長・主事	1	28	30 (5日間)	2月	委託先…産業能率短期大学 事務改善、事務能率向上技法の習得
	特別実務研修 (庶務担当者 研 修)	庶務担当者	1	100	4 (2日間)	3月	担当職務に必要な知識 技能の習得(部内講師)

ウ 委託および派遣研修

研 修 名	場 所	対象職員	人 員	期 間	委託および派遣先
自治大学校第二部(第33期生)	東京都	課長補佐	1	3カ月	自治大学校
建設大学校	"	技術吏員	1	1カ月	建設大学校
中小企業診断士養成	"	"	1	1年間	中小企業振興事業団
消費生活コンサルタント養成	"	事務吏員	1	3カ月	日本消費者協会
計量教習所第35期研修	"	技術員	1	5カ月	通商産業省計量教習所
都市派遣研修外51件		吏員ほか	143		

10 交通安全対策

(1) 交通安全対策事業

交通戦争と呼ばれるとおり、交通事故の激増は大きな社会問題となり、そのとどまるところを知らない交通事故の発生と、まひ寸前にある道路機能の回復のために、市政としても抜本的対策が要求されるに至った。

すでに、昭和38年6月の改正地方自治法で、「交通安全の保持」が市町村固有の事務として明確化されており、本市では、昭和43年4月より市長公室秘書課の中に交通安全対策室を設け、交通安全教育の普及徹底、道路環境の整備促進及び被害者の救済活動に努めている。

ア 交通安全教育の普及徹底

交通指導員制度

昭和44年10月1日より、民間の交通安全協力者を人口2,000人に1人位の割合いで230名委嘱し、1日、10日、20日の交通安全の日及び春秋等の交通安全旬間中、朝の通学通園時の保護を中心に街頭指導を行なう。

その他、地域における中核的指導者として交通安全に関する諸活動の指導にあたり、交通安全対策室が行なう活動にも全面的協力を得ている。

委嘱の条件

- 無報酬但し、年間2,000円程度の記念品を贈る
- 装備品の貸与…夏冬服上下、旗、警笛、胸章、手袋、身分証明書
- 公務災害の補償を行なう
- 20才～55才までの男子であること

交通安全運動の推進

春秋、年末、年始の全国の交通安全運動にとどまらず、年間を通じて季節的事故防止運動の徹底的推進につとめる。

- 1日、10日、20日を交通安全の日と指定、交通安全運動の普及
- 市政だより、交通安全対策車による呼びかけ、パンフレット、ポスター等による広報活動
- 学校及び各種団体(町内自治会、婦人会、老人会)等に対して交通映画会、自転車の正しい乗り方、正しい歩行、正しい横断等の教室開催

イ 道路環境の整備促進

主要道路の改善、安全施設整備改善、踏切改善、子供の遊び場確保、駐車場の設置改善などのための調査及び市民の要望に対して現地調査の上、関係機関に積極的に働きかけ、市民と関係機関のパイプ役を果している。

ウ 救済事業の拡充強化

交通事故相談

昭和42年7月開設、相談事項に応じた解決方法を教示している。

交通事故相談件数調

年	件数	内 訳		利 用 者		
		被害者	加害者	市 内	県 内	県 外
44	380	291	89	326	49	5

要旨別 年	治請 療費 請求	慰 謝料	示 談	損賠 害償	休補 業償	仮請 渡金 請求	後 遺 症	任保 意險	事証 故明	調裁 定判	そ の 他	計
44	123	66	77	43	21	8	9	2	5	16	10	380

交通災害共済事業の普及発展……別記

(2) 交通安全施設等設置状況

年度 工種	4 2		4 3		4 4		4 5	
	延長又は箇所	事業費 千円	延長又は箇所	事業費 千円	延長又は箇所	事業費 千円	延長又は箇所	事業費 千円
歩 道	6,292m	30,802	8,199m	29,209	9,201m	53,348	(4,503m)	(31,050)千円
横断歩道橋	1カ所	6,996	2カ所	10,670			2,010m	17,432
道路照明	19基	2,135	12基	1,170				
防護柵	893m	1,685	530m	1,935	981m	3,146	1,000m	3,400
中央分離帯			152m	2,944				
区画線			8,884m	1,501	4,810m	1,080	5,000m	850
バス停車帯					1カ所	752		
道路標識					10本	830	160本	500
道路反射鏡					33カ所	945	40カ所	1,600
歩道舗装							2,522m	8,234
計	—	41,618	—	47,429	—	60,101	—	(31,050) 32,016

(注) 昭和45年度は市単独事業計画但し()内は国庫補助事業。

(3) 交通災害共済事業

施行年月日 昭和43年4月1日

方 式 市 直 営

共済期間 加入日の翌日から翌年3月31日まで(年度区分)

ア 会 費 (昭45.4.1改正施行)

会員となった日	中学生以下	一 般
4月1日～ 6月30日	365円	500円
7月1日～ 9月30日	300	420
10月1日～12月31日	240	340
1月1日～ 3月31日	180	260

(注) 生活保護を受けている者の加入は会費免除(共済見舞金は市負担)

イ 共済見舞金（昭45.4.1改正施行）

等級	傷 害 の 程 度	共 済 見 舞 金 基 準 額	
		入 院	通 院
1	死亡した場合	500,000円以内	500,000円以内
2	全治6ヵ月以上の傷害をうけた場合	100,000円以内	50,000円以内
3	全治5ヵ月以上の傷害をうけた場合	80,000円以内	40,000円以内
4	全治4ヵ月以上の傷害をうけた場合	60,000円以内	30,000円以内
5	全治3ヵ月以上の傷害をうけた場合	40,000円以内	20,000円以内
6	全治2ヵ月以上の傷害をうけた場合	20,000円以内	10,000円以内
7	全治1ヵ月以上の傷害をうけた場合	10,000円以内	5,000円以内
8	全治1ヵ月未満の傷害をうけた場合 （ただし、1週間未満の入院の場合は、通院とみなす。）	5,000円以内	3,000円以内

（注） 会員以外の者（市内居住）が交通事故により死亡したときは、弔慰見舞金5000円（市負担）を支払う。

ウ 加入状況

年度	区 分	加 入 者	会 費 収 入
43		101,786	37,151,890円
44		90,054	32,869,710

エ 給付状況

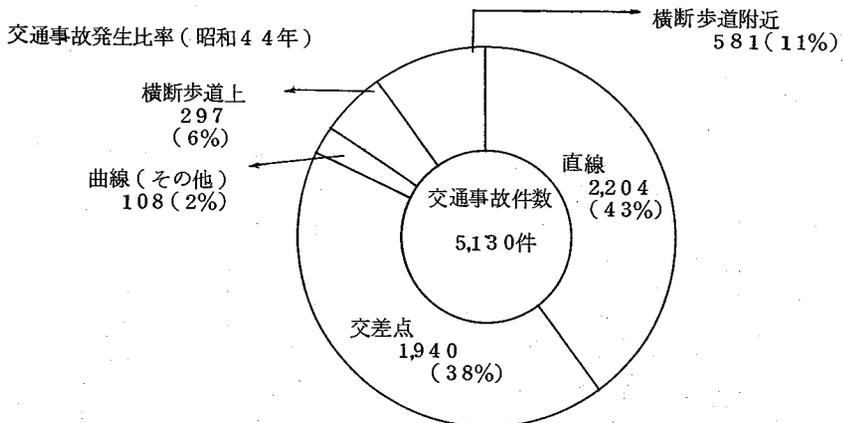
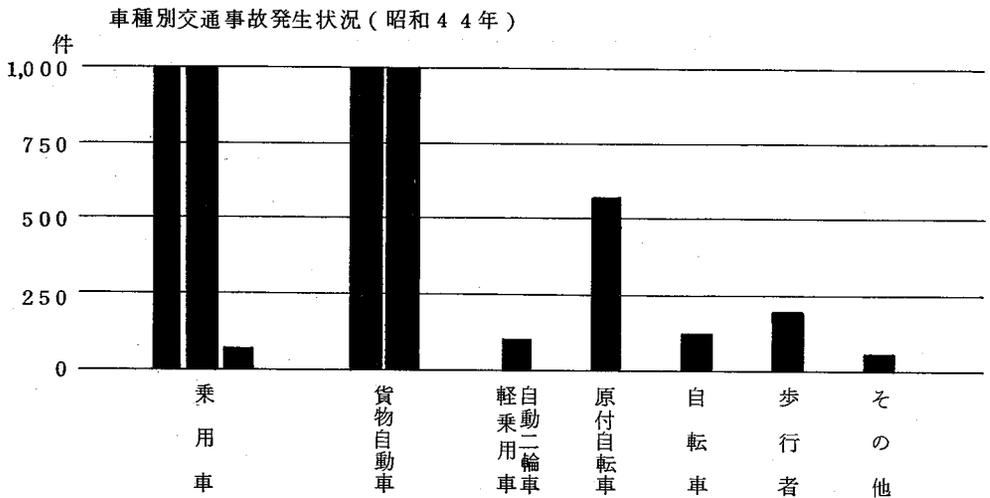
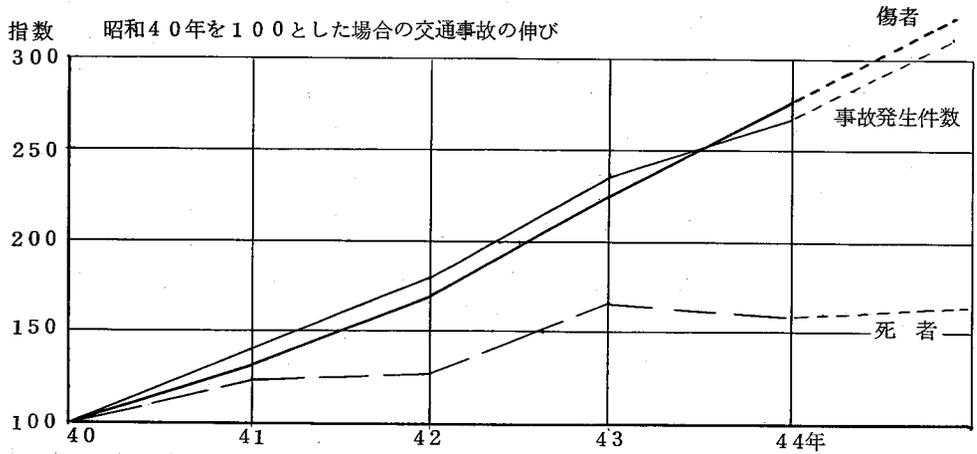
等級	年 度	43		44	
		件 数	金 額	件 数	金 額
1（死 亡）		20	10,000円	16	8,000円
2（6ヵ月以上）		33	3,300	114	11,400
3（3"）		125	6,250	248	12,400
4（1"）		297	5,940	433	8,660
5（1週間以上）		304	1,520	316	1,580
6（1週間未満）		22	44	43	86
弔 慰 見 舞 金		4	20	0	0
計		805	27,074	1,170	42,126

(4) 交通事故

ア 市内交通事故の推移

年	区 分	人 身 事 故		死 者		負 傷 者	
		実 数	指 数	実 数	指 数	実 数	指 数
40		1,636	100	29	100	1,974	100
41		2,304	140	37	127	2,649	134
42		2,833	173	37	127	3,278	166
43		3,795	232	49	169	4,441	225
44		5,130	315	46	158	6,285	318
45	1月~4月	1,491	—	5	—	1,828	—

イ 市内交通事故分析



11 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭45.1.5現在)

開票区	投票所名	男	女	計
第一開票区 (碩台小学校)	1 碩台小学校	2,045	2,719	4,764
	2 信愛女学院	1,268	1,849	3,117
	3 桜山中学校	3,465	2,838	6,303
	4 黒髪小学校	2,001	2,372	4,373
	5 市立高校	1,549	1,898	3,447
	6 竜田公民館	2,066	2,498	4,564
	7 城北小学校	2,009	2,256	4,265
	8 八景水谷公民館	3,120	1,259	4,379
	9 清水公民館	3,270	3,974	7,244
	10 清水幼稚園	1,448	1,557	3,005
	11 京陵中学校	1,673	2,193	3,866
	12 壺川小学校	2,439	3,206	5,645
	小計	26,353	28,619	54,972
第二開票区 (五福小学校)	1 振武館	1,150	1,640	2,790
	2 市民会館	1,660	2,416	4,076
	3 慶徳小学校	1,313	1,848	3,161
	4 五福小学校	1,485	1,972	3,457
	5 一新幼稚園	1,478	2,014	3,493
	6 一新小学校	1,861	2,495	4,356
	7 横手保育園	1,058	1,355	2,413
	8 花園公民館	1,654	1,964	3,618
	9 花園小学校	1,698	2,033	3,731
	10 京町台保育園	1,692	2,119	3,811
	11 池田小学校	2,569	3,010	5,579
	小計	17,619	22,866	40,485
第三開票区 (春日小学校)	1 古町小学校	2,413	3,188	5,601
	2 白坪公民館	3,309	3,951	7,260
	3 春日小学校	2,243	2,547	4,790
	4 玄武館	1,353	1,771	3,124
	5 岳林寺	1,165	1,598	2,763
	6 城西小学校	2,186	2,634	4,820
	7 池上小学校	1,549	1,793	3,342
	8 三和支所	1,925	2,285	4,210
	9 松尾東小学校	412	513	925
	10 松尾西小学校	553	681	1,233
	11 松尾北公民館	120	122	242
	12 小島小学校	1,017	1,367	2,384
	13 有明保育園	243	271	514
	14 中島公民館	720	857	1,577
	15 沖新漁協事務所	745	851	1,596
	小計	19,952	24,429	44,381

第四開票区 (大江小学校)	1	白川小学校	1,669	2,442	4,111
	2	鎮西高校	1,490	2,067	3,557
	3	大江小学校	2,432	2,871	5,303
	4	九州学院	1,876	2,369	4,245
	5	菊水学園	1,692	1,883	3,575
	6	託麻原小学校	2,914	3,429	6,343
	7	東水前寺会館	2,357	2,832	5,189
	8	帯山中学校	3,734	4,227	7,961
	9	京塚公民館	1,962	2,428	4,390
	10	尾ノ上小学校	2,463	2,762	5,225
	11	西原小学校	2,072	2,348	4,420
		小計	24,661	29,658	54,319
第五開票区 (出水小学校)	1	出水小学校	3,157	3,885	7,042
	2	覚法寺	1,652	2,061	3,713
	3	砂取小学校	2,979	3,705	6,684
	4	県立盲学校	1,024	1,231	2,255
	5	健軍小学校	2,634	2,467	5,101
	6	湖東中学校	2,095	2,517	4,612
	7	泉ヶ丘小学校	1,369	1,695	3,064
	8	泉ヶ丘公民館	1,981	2,470	4,451
	9	のぞみ保育園	2,485	2,940	5,425
	10	秋津小学校	2,809	3,176	5,985
	11	画図公民館	1,584	1,820	3,404
	12	白山小学校	2,740	3,186	5,926
	13	白山保育園	1,030	1,246	2,276
		小計	27,539	32,399	59,938
第六開票区 (向山小学校)	1	本荘小学校	2,002	2,664	4,666
	2	春竹小学校	2,739	3,348	6,087
	3	事業内共同職業訓練所	1,579	1,844	3,423
	4	向山小学校	2,370	2,820	5,190
	5	世安公民館	1,017	1,172	2,189
	6	日吉公民館	3,268	3,559	6,827
	7	島町公民館	1,754	2,042	3,796
	8	川尻公会堂	1,720	2,056	3,776
	9	城南中学校	1,501	1,801	3,302
	10	御幸小学校	1,224	1,435	2,659
	11	田迎支所	1,641	1,907	3,548
		小計	20,815	24,648	45,463
		合計	136,939	162,619	299,558

(2) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別	開票区	第一	第二	第三	第四	第五	第六	計
熊本県知事選挙 (昭42. 1.15)		5194	4884	5110	5098	5282	4747	5067
熊本市長選挙 (昭42. 2.10)		5464	5472	5591	5281	5549	5621	5495
県議会議員選挙 (昭42. 4.15)		5860	6199	7045	5861	6156	6454	6240
市議会議員選挙 (昭42. 4.28)		7059	7353	8042	7029	7310	7648	7388
参議院議員通常選挙 (昭43. 7. 7)		6755	6847	6652	6647	6709	6617	6703
衆議院議員総選挙 (昭44.1.22)		6536	6562	6754	6494	6393	6522	6534
県議会議員補欠選挙 (昭45. 1.18)		3420	3329	3698	3517	3004	3142	3421

(3) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	区分	自民	社会	公明	民社	共産	無所属	計
熊本県知事選挙	得票数	81,128	39,786	0	0	4,947	0	125,861
	得票率(%)	64.46	31.61	0	0	3.93	0	100
	候補者数	1	1	0	0	1	0	3
熊本市長選挙	得票数	72,469	0	0	0	5,972	57,542	135,983
	得票率(%)	53.29	0	0	0	4.39	42.32	100
	候補者数	1	0	0	0	1	1	3
県議会議員選挙	得票数	77,156	38,599	20,691	0	4,458	15,774	156,678
	得票率(%)	49.24	24.64	13.20	0	2.85	10.07	100
	候補者数	8	5	2	0	1	6	22
市議会議員選挙	得票数	42,476	29,067	17,665	0	4,688	89,232	183,128
	得票率(%)	23.12	15.87	9.65	0	2.56	48.73	100
	候補者数	24	13	8	0	2	52	99
参議院議員通常選挙	得票数	105,480	53,500	0	0	6,913	2,148	168,041
	得票率(%)	62.77	31.84	0	0	4.11	1.28	100
	候補者数	2	1	0	0	1	1	5
衆議院議員総選挙	得票数	93,946	42,863	31,516	0	4,698	23,401	196,424
	得票率(%)	47.83	21.82	16.05	0	2.39	11.91	100
	候補者数	4	2	1	0	1	2	10
県議会議員補欠選挙	得票数	30,971	28,380	26,454	0	13,374	0	99,179
	得票率(%)	31.23	28.62	26.67	0	13.48	0	100
	候補者数	1	1	1	0	1	0	4

12 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社

設立年月日 昭和39年7月3日

目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

事 業 (1) 市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
(2) 道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあつ旋、取得、造成管理及び処分
(3) 前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業

役 員	理 事 長	1 人	助 役	理 事	若干人	市長公室長
	副理事長	1 人	助 役			経済部長
	常務理事	1 人	総務部長			土木部長
						都市計画部長
			監 事	1 人		収 入 役

役員任期は2年、但し再任をさまたげない。

資 本 金

及び資金 基本財産 10,000千円(市出資金)

資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。

利 率 年7分3厘(2年据置5ヵ年の半年賦償還)

事業実績

事業名	計画額	事業決定額				備考	
		土地		補償金額	計		
		数量	金額				
	千円	m ²	円	円	円		
尾ノ上小学校用地(東部区画)	76,561	100,230	76,560	750	76,560,750	完結	
青少年キャンプセンター用地	9,500	3,300	40,956		40,956	繰越	
塵芥埋立地用地	30,177	30,989	30,176	600	30,176,600	完結	
白川改修事業(本山共有墓地移転用地造成費含む)	50,000	13,609	27,398	15,047,000	42,445,342	繰越	
不法建築移転用地	435					打切	
八景水谷公園用地	30,000	3,497	28,307	707	28,307,707	繰越	
児童公園用地	10,000	6,611	32,665	75	32,665,75	"	
寺原中継ポンプ場用地	3,000	6,830	26,855	56	26,855,56	完結	
東部処理場用地	70,200	36,387	70,200	000	70,200,000	"	
地図事業	651			650,900	650,900	"	
合志町井ノ免池田線	1,321	27,267	1,320	576	1,320,576	"	
村東昭和町線	7,700	50,188	7,375	522	7,375,522	"	
白川改修付替道路用地	6,058	201	27,265	447,867	720,518	繰越	
高平台小学校用地	8,004	8,819	8,004	000	8,004,000	"	
下水道5号幹線用地	1,058	8,130	1,033	500	1,033,500	"	
畜犬管理事務所用地	20,287	68,420	20,286	530	20,286,530	完結	
都市計画街路 224号線用地	76,015	38,385	15,356	779	14,852,391	30,209,170	繰越
熊本東バイパス用地	231,033	29,744	231,032	284	231,032,284	完結	
水辺動物園拡張用地	50,000					繰越	
白川改修墳墓移転補償費	10,000			8,173,908	8,173,908	"	
大江町代替用地	8,000	48,026	8,000	000	8,000,000	完結	
小計	700,000	140,612	505,841	328	391,720,666	545,013,394	
農業用施設用地	9,200					打切	
熊本城公園用地	25,000					"	
学校用地(東部区画内)	31,753	39,559	30,615	000	30,615,000	完結	
城北小学校分校用地	22,270	9,680	48,315	30	48,315,30	"	
街路事業用地	13,295		1,003	888	12,291,145	13,295,033	"
東部処理場用地	300		300	000	300,000	"	
城山上代土木課用地	11,252	3,971	11,251	156	11,251,156	"	
小計	113,070	88,949	48,001	574	12,291,145	60,292,719	
合計	813,070	149,507	553,842	2,902	514,632,111	605,306,113	

(注)備考欄中、繰越は45年度へ繰越。打切は事業打切を示す。

13. 土地開発基金

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。
基金の額	230,000千円
運用の範囲	基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。(貸付利率 年6分5厘)

14. 名誉市民

故徳富蘇峰氏 (昭和30年表彰)

文久3年生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。95歳で死去。

故高橋守雄氏 (昭和30年表彰)

明治16年生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(23連隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。73歳で死去。

細川護立氏 (昭和35年表彰)

明治16年生まれ。細川家16代当主。有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに現在まで国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡、名勝などの保存活用に貢献した。現在87歳。

福田令寿氏 (昭和35年表彰)

明治5年生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。現在98歳。

宇野哲人氏 (昭和44年表彰)

明治8年生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。現在95歳。

堅山南風氏（昭和44年表彰）

明治20年生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく貢献している。現在83歳。

15. 庁 舎

所 在 熊本市手取本町1番1号

区 分	本 館	南 新 館	東 新 館	付 帯 施 設	計
竣工年月日	大12.12.	昭33.12.25	昭35.11.4	—	—
敷地面積(m ²)	—	—	—	—	5,153.32
建築面積(m ²)	1,067.77	675.70	851.39	298.59	2,893.45
建築延面積(m ²)	4,395.60	2,829.74	4,564.51	376.85	12,166.70
構 造	鉄筋4階地下1階	鉄筋4階	鉄筋5階	鉄筋及び木造	—
工事費(円)	510,000	67,185,864	70,842,000	2,196,800	—

(本庁舎関係のみ)

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions.

2. It also highlights the need for regular audits to ensure the integrity of the financial data.

3. The document further outlines the various methods used to collect and analyze financial information.

4. Finally, it provides a detailed overview of the reporting requirements and the consequences of non-compliance.

5. The document is intended to serve as a comprehensive guide for all stakeholders involved in the financial process.

6. It is essential that all parties adhere to the guidelines outlined in this document to ensure the highest level of transparency and accountability.

7. The document is subject to periodic updates to reflect changes in regulations and industry practices.

8. For more information, please contact the relevant department or refer to the attached documents.

9. The document is available in both English and Spanish versions.

10. The document is effective as of the date of its publication.

11. The document is a confidential document and should be handled accordingly.

12. The document is subject to the terms and conditions of the applicable laws and regulations.

13. The document is a legal document and should be read carefully.

14. The document is a public document and is available for review.

15. The document is a working document and is subject to change.

16. The document is a draft document and is not for distribution.

17. The document is a final document and is ready for publication.

18. The document is a completed document and is ready for use.

19. The document is a signed document and is ready for filing.

20. The document is a stamped document and is ready for archiving.